

## 窓口でのキャッシュレス決済を導入します。(令和7年1月20日から)

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室建設業第一グループ

令和7年1月20日(月)から、これまで申請窓口で愛知県証紙による収納を実施している以下の手数料について、新たにキャッシュレス決済を導入します。なお、引き続き愛知県証紙による収納も可能です。

### キャッシュレス決済が可能となる手数料の種類

経営事項審査手数料

### 利用できる決済ブランド

#### クレジットカード



#### 電子マネー



#### コード決済 (スマホ決済)



※利用できる決済ブランドは、今後変更となる場合がありますので、最新の情報をHP等で御確認いただくようお願いします。

## キャッシュレス決済に関する Q&A

Q 1. 証紙の利用は可能ですか。

A 1. 窓口では引き続き証紙による収納も可能です。

Q 2. どのタイミングでキャッシュレス決済による収納を行いますか。

A 2. 別紙 経営事項審査手数料の窓口キャッシュレス収納について をご覧ください。

Q 3. 1つの申請の手数料を証紙とキャッシュレス決済を併用し収納することは可能ですか。

A 3. 当方の決済端末に事前に手数料を設定しているため、併用して収納はできません。

Q 4. 電子マネーの残高が足りない場合、チャージできますか。

A 4. 窓口では電子マネーのチャージができません。窓口で残高が不足しないようあらかじめ残高を御確認ください。

Q 5. クレジットカードで支払う場合、暗証番号の入力は必要ですか。

A 5. 暗証番号の入力が必要です。お客様御自身で暗証番号を入力していただきます。  
なお、タッチ決済の場合はお客様による「カード会社控え」の御利用明細（レシート）への署名が必要な場合があります。

Q 6. クレジットカードで支払う場合、支払い回数は選べますか。

A 6. 支払い回数を選ぶことはできません。一括払いのみです。

Q 7. 複数の決済ブランドを組み合わせで支払えますか。

A 7. 決済方法の組合せはできません。いずれか一つのブランドを選んでください。

Q 8. 誤って決済してしまった場合、取消（返金）処理はできますか。

A 8. 窓口対応中に県側のミスにより歳入科目や金額等の誤りに気付いた場合のみ取消（返金処理）することになります。くれぐれも内容を十分御確認いただき、間違いのないように注意していただくようお願いします。

Q 9. 領収書を発行してもらえますか。

A 9. 窓口では領収書の代わりに御利用明細（レシート）を発行しています。領収書の発行はできませんので、あらかじめ御了承ください。

Q10. 1回の決済で複数件をまとめて支払うことはできますか。

A10. 1つの申請ごとに決済します。複数件まとめて支払うことはできません。

## 経営事項審査手数料の窓口キャッシュレス収納について

### 1 開始時期

#### ■経営事項審査（以下「経審」という。）手数料の窓口キャッシュレス決済

→令和7年2月審査分から開始します。

### 2 受付方法

【対面受付】 → ① をご確認ください。

【投函受付】 → ② をご確認ください。

【郵送受付】 → ③ をご確認ください。

#### ①【対面受付の場合】

##### ■納付手続の流れ及び注意点

- (1) 納付手続については、所管の建設業窓口で行う場合と、経審会場で行う場合があります。詳しくは経審当日に所管の建設業窓口にお尋ねください。
- (2) 納付手続は、経審当日に、審査を受ける前に行ってください。その際、予約票及び経審申請書（原本）をご提示ください。経審申請書（原本）のご提示がない場合は納付手続ができません。
- (3) 決済完了後、端末から出力される「加盟店控えレシート」を経審申請書の審査等手数料証紙貼付書に貼付します。

#### ②【投函受付の場合】

##### ■納付手続の流れ及び注意点

- (1) 納付手続については、原則として、所管の建設業窓口に経審書類を投函する際に行ってください。なお、経審の審査実施前月に納付手続を受け付けることはできません。そのため、審査実施前月に投函する場合は、審査実施月になってから再度ご来庁いただき、納付手続を行ってください。後日ご来庁いただく場合でも、納付手続は、審査を受ける前に行ってください。
- (2) 決済完了後、端末から出力される「加盟店控えレシート」を経審申請書の審査等手数料証紙貼付書に貼付します。

#### ③【郵送受付の場合】

##### ■納付手続の流れ及び注意点

- (1) 郵送受付で、窓口キャッシュレス決済による収納をご希望の場合は、経審書類に付箋等を貼りその旨をお知らせください。
- (2) 納付手続については、所管の建設業窓口
- (2) 納付手続については、所管の建設業窓口
- (2) 納付手続については、所管の建設業窓口